

人事行政の運営等の状況〔大阪府職員の給与等の概要〕

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等の状況及び人事委員会の業務の状況を公表しました。

その概要については、次のとおりです。

■ 職員数の状況

大阪府は、厳しい財政状況のもと、職員数の抑制に努めつつ、府民サービスの維持向上のため、必要な職員を配置しています。

平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数は、普通会計と公営企業等会計の総合計で 69,340 人となっており、人口 10 万人（*）当たりの職員数でみると、一般行政部門では 84.35 人、教育・警察部門を含む普通会計では 778.40 人、公営企業等を含む全部門では 782.49 人となっています。

* 住民基本台帳人口は 8,861,437 人（平成 29 年 1 月 1 日現在）。

【職員数の推移】

（単位：人）

年度 部門別	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般行政	7,644	7,411	7,545	7,481	7,475	7,492
教育	51,744	51,056	51,330	51,745	52,200	38,028
警察	23,172	23,202	23,233	23,316	23,352	23,457
普通会計	82,560	81,669	82,108	82,542	83,027	68,977
公営企業等 会計	531	514	375	365	360	363
総合計	83,091	82,183	82,483	82,907	83,387	69,340

※ 平成 29 年度の教育部門における大幅な減少は、府費負担教職員の権限移譲等によるもの。

■ 給 与

一般職の職員の給与は、給料と諸手当で構成され、民間事業所との給与比較をもとに実施される大阪府人事委員会の勧告に基づき条例で定められています。

また、知事や副知事、府議会議員などの特別職の給料・議員報酬については、学識経験者などによって構成される大阪府特別職報酬等審議会の答申・意見具申に基づいて条例で定められています。

【人件費の状況】

職員の総人件費は、平成 28 年度普通会計決算見込額で、約 8 千 3 百億円で歳出全体（約 2 兆 7 千 6 百億円）の 30.1%です。

歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A
2,758,168,786	3,765,107	828,615,638	30.1%

【職員給与費の状況】

(単位：千円)

職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	(参考) 一人 当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人 当たり 給与費 (千円)
83,027人 (85,417人)	355,190,759	111,154,952	148,174,832	614,520,543	7,401 (7,194)	7,153

- * 職員数は、平成28年4月1日現在の人数で、()内は、再任用職員(短時間勤務)を加えた職員数。
- * 職員手当には、退職手当を含まない。
- * 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれている。
- * 都道府県平均一人当たり給与費は、平成27年度の数値。

【給与の減額措置】

平成29年4月1日現在における具体的な取組状況は以下のとおりです。

抑制項目	対象職名	抑制内容	期間
管理職手当	一般職職員(課長級以上)	5%減額	H9.4~H30.3
給料	知事	30%減額	H20.8~H30.3
	副知事	14%減額	H26.4~H30.3
	常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員、 教育長	4%減額	H27.4~H30.3
議員報酬	議長、副議長、議員	30%減額	H23.4~H31.4
期末・勤勉手当	知事	30%減額	H13.12~H30.3
	副知事	15%減額	H17.6~H30.3
	常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員、 教育長	10%減額	H17.6~H30.3

【職員の平均給料月額と平均年齢の状況】

(平成29年4月1日現在の一般行政職)

区分	平均年齢	平均給料月額
府	42.3歳	324,082円
国	43.6歳	331,816円

- * 「国」は平成28年4月1日現在。

【職員の初任給の状況】

(平成29年4月1日現在の一般行政職)

区分	府	国	
		総合職(大卒)	一般職(大卒)
一般行政職	大学卒	180,800円	191,700円
			178,200円
	高校卒	146,500円	146,100円

【ラスパイレス指数】

国の給料水準を100としたラスパイレス指数は、平成28年度で101.5(都道府県平均:100.3)で、国や他府県に比べ高い水準にあります。これは、平成27年4月1日以降、大阪府では給料の特例減額を行っていないことや、平成28年度においては「給与制度の総合的見直し」にかかる経過措置の実施により、国の給与水準が低下したことなどによるものです。

(給料に地域間の給与較差を解消するために支給される地域手当を加えた地域手当補正後のラスパイレス指数は、99.4となり、国を下回る水準となっています。)

【給与改定の状況】

平成 28 年度の月例給与は、職員給与と民間給与の較差を踏まえ、給料表を（0.3%）引き下げるとともに、2月の給料月額において所要の調整を行いました。

期末勤勉手当については、人事委員会の勧告に基づき0.1月の改定を実施し、年間支給月数を4.30月としました。

扶養手当については、人事委員会の勧告を踏まえ、国の取扱いに準じて段階的に改正を行います。

【一般行政職の級別職員数の状況】

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事又は技師	2,049人	21.2%
2級	副主査	2,836人	29.3%
3級	主査級	2,847人	29.5%
4級	課長補佐級	1,229人	13.4%
5級	課長級（所属長以外）	296人	3.1%
6級	課長級（所属長）	169人	1.7%
7級	次長級	118人	1.2%
8級	部長級	50人	0.6%
計		9,664人	100.0%

* 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務。

* 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用職員、臨時又は非常勤職員を除く。

[参考] 級構成

（平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
主事・技師	副主査 ・ 主査級	主査級 ・ 課長補佐級	課長補佐級	課長級	課長級	課長級 ・ 次長級	次長級 ・ 部長級	部長	

（平成 23 年 4 月 1 日以降）

1級	2級	3級	—	4級	5級	6級	7級	8級
主事・技師	副主査	主査級		課長補佐級	課長級	課長級 （所属長）	次長級	部長級

【期末・勤勉手当の状況】

（平成 28 年度支給割合）

大阪府			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分 (0.650月分)	0.850月分 (0.400月分)	6月期	1.225月分 (0.650月分)	0.800月分 (0.375月分)
12月期	1.375月分 (0.800月分)	0.850月分 (0.400月分)	12月期	1.375月分 (0.800月分)	0.900月分 (0.425月分)
計	2.600月分 (1.450月分)	1.700月分 (0.800月分)	計	2.600月分 (1.450月分)	1.700月分 (0.800月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		

* （ ）内は、再任用職員に係る支給割合。

【諸手当の状況】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容
扶養手当	(1) 配偶者 月額 10,000 円 (2) 配偶者以外 1 人につき (子) 月額 8,000 円、(父母等) 月額 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合の 1 人目については (子) 月額 10,000 円、(父母等) 月額 9,000 円) (3) 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 月額 5,000 円加算
地域手当	大阪府内 11% (東京都特別区 14%)
住居手当	12,000 円以上の家賃を支払っている場合 家賃に応じて 27,000 円以内
通勤手当	交通機関を利用し、運賃等を負担している場合 一月当たり 55,000 円以内
特殊勤務手当	著しく危険・不快な業務等に従事した場合

* その他、管理職手当・時間外勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当など。

【退職手当の状況】

平成 28 年度に退職した職員に支給された退職手当の 1 人当たり平均支給額は、自己都合の場合 2,980 千円、勸奨・定年の場合 23,220 千円となっています。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

大阪府			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分

【特別職の報酬等の状況】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料・報酬月額	
給 料	知 事	1,520,000 円	(1,064,000 円)
	副知事	1,050,000 円	(903,000 円)
報 酬	議 長	1,170,000 円	(819,000 円)
	副議長	1,030,000 円	(721,000 円)
	議 員	930,000 円	(651,000 円)

* () 内は、特例減額(カット)後の額。